

学生生活

学生生活

1. 学生生活で注意する事項

(1) 自動車等による通学禁止について

本学では、自動車、バイクによる通学は、通学中の交通事故防止及び学内駐車スペースの点から、原則として禁止しています。なお、身体に障がいがある等、自動車を使用しなければ通学が困難な事情がある場合は、学生支援課に相談して下さい。

また、大学周辺の私有地や路上への駐車は、たとえ駐車禁止以外の場所であっても住民の迷惑になるので絶対にしないで下さい。

(2) 自転車通学について

自転車で通学する場合は、交通ルールを守り、交通事故に遭わないように注意しましょう。特に、夜間走行時は、事故から身を守るためにも必ずライトをつけましょう。

また、駐輪する場合は、必ず施錠をして、指定された駐輪場所を利用して下さい。

(3) 学内喫煙ルールについて

本学では、社会人としてのマナーを身につけ、健康な学生生活を送るために「北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項」(諸規程・資料 11. 参照) を設けています。ルール違反者には厳しい措置等がとられます。

喫煙ルール違反とは、次の2点です。

- ・未成年者の喫煙
- ・「学内指定喫煙場所」以外での喫煙

「学内指定喫煙場所」

1号棟2階 学生ホール喫煙コーナー	PAL 棟4階 食堂テラス喫煙コーナー
6号棟2階 学生ホール喫煙コーナー	中庭 喫煙コーナー (夏季のみ)
雅館A棟1階 喫煙コーナー	
PAL 棟4階屋外テラスは喫煙コーナーではありません。	

喫煙ルール違反をした場合は、下記の措置等がとられます。

- 1) 1回目の違反の場合：「厳重注意措置」及び1ヶ月間の教育的指導活動
- 2) 2回目の違反の場合：1ヶ月の自宅謹慎措置
- 3) 3回目の違反の場合：3ヶ月の自宅謹慎措置

「自宅謹慎措置」とは、厳重注意の上、大学からの呼び出し以外は、自宅で謹慎し、登校はできません。したがって、講義、実習、サークル等活動及びアルバイトはできません。

(4) 事故等の防止について

学生生活を送るにあたっては、常に本学学生としての自覚を持ち、事故等に遭わないように十分注意しましょう。万一、事故等に遭ったときは、直ちに指導教員又は、学生支援課に連絡して下さい。

交通事故の防止について

交通事故が多発しています。交通ルールを守り、事故の加害者にも、被害者にもならないように注意しましょう。

- ・万一の事故に備え、自動車保険には必ず加入しましょう。他人の車に乗るときも運転者限定付等の保険を確認しましょう。
- ・自動車(バイク)に乗るときは、交通三悪(無免許運転、スピード違反、酒気帯び運転)は、絶対にしてはいけません。シートベルトは、必ず着用しましょう。
- ・バイクに乗るときは、必ずヘルメットを着用しましょう。

- ・運転中の携帯電話の使用は、法律で禁止されています。事故防止のためにも絶対にしてはいけません。
- ・冬道の運転は、轍、アイスバーン、雪による視界不良等、常に危険を伴っています。路面状態に気をつけ、スピードダウンをし、車間距離を十分とって慎重に運転しましょう。

飲酒事故の防止について

大学生活の中では、飲酒の機会があることと思いますが、成人であっても、次のことに留意して、節度ある飲酒をしましょう。

- ・学内での飲酒はしない。
- ・酒を飲めない人や未成年者に飲酒を勧めない。
- ・酔い過ぎた人を放置しない。
- ・「イッキ飲み」はしない！させない！「イッキ飲み」の強要は犯罪行為です！

盗難事故の防止について

学内では、多くの人が共同生活をしているので、私物は自分の責任で管理して下さい。

万一、盗難に遭ったときは、速やかに学生支援課に届け出て下さい。

- ・学生個人用ロッカーが貸与されますが、貴重品は、大学に持ってこないようにしましょう。
 - ・盗難予防のため、更衣室、教室、廊下等に私物を放置しないで下さい。
- 体育館使用時には、貴重品ボックスを利用して下さい。

各種資格取得時の事故歴等の影響について

本学では、いろいろな免許・資格等が取得できることになっていますが、交通事故等の加害者になった場合には、資格取得に悪影響を与えることがあるので、日頃から十分注意して行動して下さい。

レジャー事故の防止について

休日には、海、山などの行楽地へ出かける機会が増えます。行き帰りの交通には十分気をつけるとともに、行楽地では、ルール、マナーを守り、事故に遭わないように注意しましょう。

セクシュアル・ハラスメントの防止について

本学の学生、教職員が個人として尊重され、より良い教育・研究環境を作るためには、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ等)の人権侵害を排除しなければなりません。本学では、セクシュアル・ハラスメントのない大学作りのために「セクシュアル・ハラスメント防止規程」(諸規程・資料 13.参照)を定めています。

- ・セクシュアル・ハラスメントを受けたと感じたときは、相手に「不快だ」とはっきり伝えましょう。相手は、自分が不快な言動をしたと気づいていない場合があります。
- ・セクシュアル・ハラスメントを受けたと思ったときは、一人で悩まずに、「セクシュアル・ハラスメント相談員」等に話してみましょう。

悪質商法(詐欺)等について

学生をターゲットにした悪質な商法等による被害が多く発生しています。

「うまい話には乗らない」、「耳を貸さない」、「はっきり『ノー』という」、「契約書に簡単にサインしない」ようにしましょう。

不審に思ったとき、万一、悪質商法に遭ったときは、北海道消費生活センター(011-271-0999)又は北海道警察本部(011-241-9110)に早めに相談しましょう。

- ・悪質商法の事例としては、次のようなものがあります。

(ア)キャッチセールス

路上で「アンケートに答えてくれない・・・？」等と声をかけ、喫茶店などに誘い、高額な教材、化粧品などを買わせる。

(イ)アポイントメントセールス

携帯電話やハガキで「 にあなたが選ばれました」、「 の商品が当たりました」等

と言って、営業所等に呼び出され、旅行や教材購入等の契約をさせられる。

(ウ) デート商法

携帯電話等で「会いたいよ～」等と恋愛感情を巧みに利用して、高額商品を買わせる。

(エ) 資格商法（いわゆる「自己啓発セミナー」）

「資格に興味ありませんか？」等と電話があり、自宅の住所等を教えたため、契約書類が送られて来る。

(オ) ネットワーク利用の悪質商法（詐欺）

携帯電話やパソコンを利用した「架空請求詐欺」、「フィッシング詐欺」、「インターネットオークション詐欺」などが特に多くなっています。自分の ID、パスワード等の管理に十分気をつけましょう。

(カ) その他、「振り込め詐欺」、「ワンクリック詐欺」等があります。

また、最近、本学教職員と称して親元等に学生の携帯電話番号を聞きだそうとする「不審電話」があります。安易に回答しないように家族に伝えておきましょう。

学生ローン・クレジットカードについて

アルバイト収入等を当てにした無計画な学生ローン・クレジットカードの利用は、多額の借金につながる恐れがあります。

- ・学生ローン・サラ金は、利息も高く、予想外の請求を受け、返済不能となり、家族を含めた悲惨な結果になる事があるので、十分注意して下さい。
- ・クレジットカードの使用にあたっては、無理なく返済できるよう、計画的に利用しましょう。

性犯罪の防止について

女性が被害者になるケースが圧倒的に多い性犯罪は、人権を踏みにじる最も卑劣な行為であり、決して許されないものです。被害者を身体的に傷つけるのみならず、被害者の心をも深く傷つけるものです。

学業期間中はもとより、解放感が増す休業期間中は、とりわけ性犯罪に巻き込まれる恐れが多いので、日頃から身を守るために、次のことに留意しましょう。

- ・深夜の一人歩きはしない。
- ・危険な状況（場所）には近づかない。
- ・防犯ベル等を携帯する。
- ・一人暮しの場合、就寝時の施錠を怠らない。特に1階の入居者は入念に戸締りをする。
- ・万一、巻き込まれたときには、警察（110番）に通報する。

北海道警察本部：性犯罪被害 110 番フリーダイヤル 0120 - 756310

薬物中毒の防止について

麻薬（ヘロイン、コカイン、LSD）、大麻、覚せい剤、有機溶剤（シンナー、トルエン）等の薬物は、身体や精神に重大な障害を起こすものです。所持や使用することは、法律で厳しく禁止されているので、絶対に手を出してはいけません。

(5) アパート等の居住者について

実家を離れてアパート等に居住する人が多いと思います。学生であっても市民の一人です。一般市民としてのマナーとルールを守り、近所の迷惑にならないように十分注意しましょう。

- ・深夜に大声や騒音等の発する行為はやめましょう。
- ・自動車、バイク等の不法な路上駐車等はやめましょう。
- ・日頃から防犯を意識して、貴重品の管理、施錠を忘れないようにしましょう。
- ・火気（暖房器具、ガスコンロ等）の取り扱いには、十分に注意しましょう。
- ・長期間留守にするときは、管理人等に連絡をしましょう。
- ・ゴミは、決められたゴミ収集日の朝に出しましょう。

なお、江別市のゴミ処理は、有料です。必ず「指定ゴミ袋」を使用し正しく分別して下さい。

- ・冬季は、水道が凍結する恐れがあるので注意しましょう。
- ・健康保険証（遠隔地）は、急病等のときに必要なもので、必ず携帯しましょう。

(6) 土足禁止について

学内の一部には、土足禁止場所（体育施設、特定の教室）があります。土足禁止場所に入るときは、入り口の掲示に従い、上履きに履き替えて下さい。また、学内環境の美化のために、玄関では、靴の汚れを落としてから入りましょう。

(7) 携帯電話の使用について

携帯電話は、公共の建物・交通機関等、使用が制限されているところがあります。周りの人に迷惑をかけないようにルールとマナーを守って使用しましょう。授業中の使用は、禁止です。あらかじめ電源を切っておきましょう。また、カメラ付携帯電話の使用にあたっては、肖像権、著作権等、法に触れる場合もあるので注意して下さい。

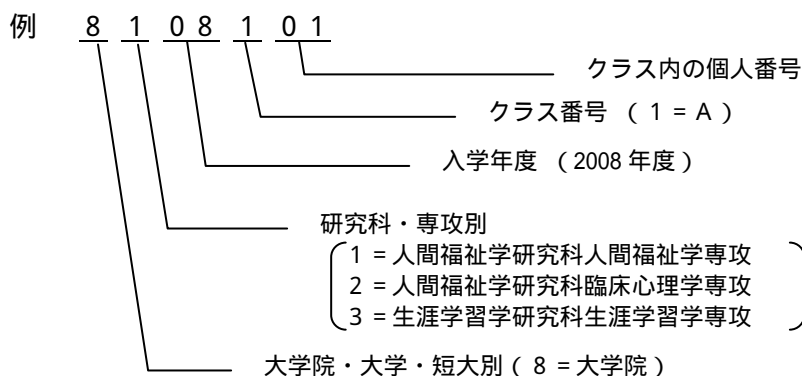
2. 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。学生証は、本学図書館貸出証にもなっています。常に携帯し、汚したり、紛失したりしないように注意して、いつでも提示できるようにして下さい。

学生証取扱いの注意事項

- ・有効期間は、発行日から本学に在籍している期間です。
- ・他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・退学等により学籍を失ったときは、学生支援課に返却して下さい。
- ・汚損または、紛失したときは、速やかに学生支援課に届け出て再交付を受けて下さい。
- ・学生証記載事項（氏名、現住所等）に変更があったときは、学生支援課に変更届けをして下さい。
- ・学生証に記載されている番号は、在学中も修了後も変更されません。
- ・各種証明書等の申請時等に必要なので忘れないようにして下さい。

学生番号は、次のように表示されています。



次の場合は、必ず学生証を提示すること。

- (ア) 本学教職員から提示を求められたとき。
- (イ) 各種証明書の交付を受けるとき。
- (ウ) 試験を受けるとき。
- (エ) 通学定期券または、旅客運賃割引証（学割証）により乗車券を購入するとき及び乗車の際に、係員から提示を求められたとき。
- (オ) 図書館で図書等の貸し出しを受けるとき。

3. 学生相談について

学業，学生生活等でいろいろな困ったこと，悩みが生じることがあると思います。そのようなときは，どんなことでも一人で悩まずに，指導教員，事務局（履修支援課，学生支援課）職員，学生相談室，保健センター等に気軽に相談するようにしてください。

学生相談室

- ・相談員（本学専任教員）：学業，進路，経済，課外活動の問題等の悩みの相談
- ・カウンセラー：対人関係，心身の不調，いじめ・いやがらせ等の問題の悩みの相談（学生相談室の詳細については，施設設備の紹介 7.学生相談室を参照のこと）

保健センター

健康相談，ケガの応急処置等に専任の看護師が応じています。

（保健センターの詳細については，施設設備の紹介 2.保健センターを参照のこと）

4. 学生対応窓口について

事務局の学生対応窓口は次のとおりです。

取扱時間：平日 9：00～17：00 土曜日 9：00～13：00

履 修 支 援 課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年間の学事日程に関する事。 2. 授業時間割に関する事。 3. 履修登録に関する事。 4. 単位の認定に関する事。 5. 休講・補講に関する事。 6. 欠席届に関する事。 7. 修了（見込）証明書，成績証明書，単位修得証明書，在学証明書，各種資格取得見込証明書などの発行に関する事。 8. 学籍（休・退・復学・転科など），修了に関する事。 9. 科目等履修生・研究生・聴講生に関する事。 	
学 生 支 援 課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学生証の発行に関する事。 2. 通学証明書，実習用定期券購入申請に関する事。 3. 旅客運賃割引証（学割証）の発行に関する事。 4. 住所変更に関する事。 5. 奨学金に関する事。 6. 課外（自治会・クラブ等）活動に関する事。 7. 学生の団体設立及び加盟に関する事。 8. 学生の学内施設使用に関する事。 9. 学生の掲示に関する事。 10. 学生教育研究災害傷害保険に関する事。 11. ロッカーに関する事。 12. 遺失物，拾得物に関する事。 13. その他学生の生活全般に関する事。 	
学生 支援 課	体育 管理 センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 体育施設の使用及び貸出に関する事。 2. 体育機器・備品・用具等の使用及び貸出に関する事。 3. 体育実技・講義の準備及び事務に関する事。 4. スポーツ安全保険に関する事。 5. その他体育関連業務全般に関する事。
会計課		<ol style="list-style-type: none"> 1. 学費等納付金に関する事。

キャリア支援課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 就職活動の支援に関する事。 2. 進路相談, キャリアカウンセリングに関する事。 3. 自らのキャリア形成に関する事。
生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> 1. 各種講座に関する事。 2. 公開講座に関する事。 3. 資格取得・検定に関する事。(正規の授業以外で行うもの) 4. 各種講座の受講料納入に関する事。
国際交流センター	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学内外の国際交流行事に関する情報提供。 2. 国際交流アシスタントの登録に関する事。 3. 大学主催の海外研修プログラムに関する事。 4. 個人留学の相談に関する事。 5. 海外留学, 語学学習その他諸外国に関する書籍・資料の収集, 閲覧に関する事。

5. 各種届及び証明書等について

手数料は本学所定の証紙(事務局内の自動販売機で購入できます)でお支払い下さい。

	用件	手数料	期日	所管	備考
身 上	欠席届		事前又は 事後7日以内	履修支援課	
	休学, 退学, 復学, 転科願			"	学生証提示
	改姓届			"	"
	学生証再発行願	1,000 円		学生支援課	
	仮学生証発行願	700 円		"	
	保証人変更届			"	学生証提示
	本籍地変更 住所変更届			"	"
証 明 (書)	在学証明書	200 円	1 日	履修支援課	学生証提示
	成績証明書	300 円	3 日	"	"
	単位修得証明書	300 円	1 4 日	"	"
	卒業(見込)証明書	200 円	3 日	"	"
	修了(見込)証明書	200 円	"	"	"
	教育職員免許状等各種資格取得見込 証明書	200 円	"	"	"
	英文卒業(見込)証明書	1,000 円	1 4 日	"	"
	英文成績証明書	1,000 円	"	"	"
	人物に関する調査 推薦書	200 円 200 円	3 日 "	キャリア支援課 "	" "
	健康診断証明書	300 円	"	保健センター	
	学 習	履修登録表・履修登録確認表		指定日	履修支援課
教職課程履修届及び教職課程履修登録表			"	"	
教職課程履修辞退届			"	"	
他学科・他学部履修願			"	"	
科目等履修・聴講生・研究生出願			"	"	

学 生 支 援 課	旅客運賃割引証（学割証）			学生支援課	学生証提示
	通学証明書（JR，JRバス，中央バス等）		指定日	〃	〃
	本学取扱奨学金			〃	掲示にて通知
	遺失物等届			〃	
	学内学生団体設立許可願			〃	
学 生 支 援 課	学外団体加盟届(学内学生団体のみ)		一週間前	〃	
	学内学生団体学外活動参加届 （学外練習，対外試合，学外合宿，行事）		一週間以内	〃	
	学内学生団体活動報告書（対外試合， 学外合宿，学内合宿，行事等）		一週間前	〃	
就 職 活 動	学内施設使用許可願			〃	
	掲示承認願出			〃	
	訪問確認票			キャリア支援課	
	進路内定届			〃	
	内々定辞退届			〃	
学 生 納 付 金	就職試験受験報告書		指定日	〃	
	学内選考申込書			〃	
	授業料及び施設設備費		指定日	会計課	
学 生 納 付 金	聴講料，科目等履修料及び研究料		〃	〃	
	実習費及び履修費その他教育に必要な経費		〃	〃	

証明書の交付について

* 「証明書交付願」に記入し，関係窓口に提出して下さい。

- ・受け取りの際には学生証の提示が必要です。
- ・証明書の有効期間は3ヶ月であり，申し込み後3ヶ月を経過しても受け取りに来ない場合は破棄します。

6．旅客運賃割引証（学割証）について

- ・JR（列車又はバス）で，片道100kmを超える旅行（帰省，実習等）をする場合は，学割証の発行を受けることができます。学割証を使用すると，普通旅客運賃が2割引になります。
- ・学割証は，本人(記名人)以外は使用できません。他人に貸す等，不正に使用した場合は，大学全体が発行停止処分を受ける事になりますので注意して下さい。
- ・学割証の発行を希望する場合は，学生支援課に申し込んで下さい。

7．奨学制度について

本学で取り扱っている奨学金は日本学生支援機構が主であり，他に本学の入学時特待奨学生と淑萃会（同窓会）奨学金があります。日本学生支援機構奨学金と入学時特待奨学生については学生支援課が，淑萃会奨学金については同窓会が窓口となっています。

（1）日本学生支援機構奨学金について

日本学生支援機構では優秀な学生であって，経済的理由により修学困難な者に対して学資を貸与しています。

(奨学金の種類と貸与額)

奨学金には、無利子の第一種奨学金(月額88,000円、平成19年度)と有利子(上限3%)の第二種奨学金(月額5・8・10・13万円から本人が選択、平成19年度)があります。

(貸与期間)

第一種：奨学生に採用された月より修了期まで。

第二種：開始はその年度の4月までさかのぼって貸与可能。修了期まで。

(願書手続)

奨学金の貸与を希望する者は4月上旬に行われる日本学生支援機構奨学金についての出願説明を学生支援課で受け、指示に基づき、所定の願書を提出し、学長の推薦を受けなければなりません。

推薦期日はその都度掲示等により通知します。

(採用)

提出された願書は本学で選考の上、推薦調査書を作成して日本学生支援機構に推薦します。同機構は本学からの推薦に基づき選考の上、採用者には本学を経て本人に通知します。

(2) 淑萃会(同窓会)奨学金について

本奨学金貸与制度は、北海道女子短期大学創立30周年を記念し設立されたものである。本学に在学中の学生で経済的理由により学業継続が困難な学生に対し奨学金を貸与し、学業の達成を援助することを目的としている。

(出願について)

本学に在学するもので、7月及び1月に募集し研究科長より推薦されたものを同窓会奨学委員会で決定する。

(貸与金額及び期間)

在学する年度の前期・後期の授業料に相当する金額を貸与する。またこの奨学金は無利子とする。

(採用数)

奨学生の採用は若干名。

(3) 入学時特待奨学生について

当該年度の入学生で、向学心が高く、かつ学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技が特に優秀な者について後期授業料を全額免除します。

(出願について)

4月下旬から5月上旬に掲示にて募集を行います。窓口は学生支援課です。

(採用数)

入学時特待奨学生の採用は各研究科年間1名。

8. 表彰制度について

本学では、学業成績、課外活動及び社会活動で功績等のあった学生(学生団体)を「北翔大学学生表彰規程」(諸規程・資料 7.参照)により表彰する制度があります。

表彰の種類は次の3つです。

学業成績表彰

向学心が高く、品行方正で、学業成績が特に優秀な学生

課外活動表彰

課外活動が活発で、その成果が顕著であり、かつ、課外活動の振興に功績があった学生

及び学生団体

社会活動表彰

社会的に高い評価を受ける功績、又は善行のあった学生及び学生団体

9. 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険について

在学中の不慮の事故に備え、入学時に「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。詳細については、学生支援課に問い合わせして下さい。

10. パソコン利用について

1) パソコン利用カード

本学では、パソコンを使用するためのアカウント（ユーザ名）と認証パスワード、メールアドレスを貸与しています。アカウント（ユーザ名）と認証パスワードは、実習室やゼミ室などのパソコンへのログイン、及び WebMail を利用する際の認証情報となります。この情報は、あなたが学内で正当な利用者であることを証明する大切なものです。特に、認証パスワードの取扱には厳重に注意し、学生証と同じように常に携帯して紛失することのないようにしてください。

パソコン利用カードは、次のように表示されています。

<h3>パソコン利用カード</h3>	・アカウント（ユーザ名）は学生番号 （紛失時のトラブル防止のため カードには記載していません）
ホッカイ ショウタ	
✉ s.hokkai.ga @wm.hokusho-u.ac.jp	・メールアドレス
🌐 https://wm.hokusho-u.ac.jp	・ WebMail のアドレス
🔑 1234abc	・ 認証パスワード
大・小文字を分別しますのでご注意ください カード紛失、各種問い合わせは IT 推進課まで	

(1) 利用できるサービス

学内ネットワークに接続されたパソコンへのログイン（パソコン実習室、ゼミ室など）
個人専用の保存領域（Xドライブ）の利用
WebMail によるメールの閲覧及び送受信（学外からも可）

(2) 取扱の注意事項

利用有効期限は基本的に修了時までとなっています。学位授与式後は、全ての機能が利用できなくなりますので、注意してください。
認証パスワードの取扱には、厳重に注意してください。万一パスワードが漏れた場合、あなたになりすましてメールやXドライブなどを悪用される危険性があります。
第三者への貸与・譲渡はできません。
汚損または紛失したときは、速やかに IT 推進課に届け出て再交付を受けてください。
申請・受取の際には、必ず学生証を提示してください。再交付までには申請日から1週間かかります。

(3) パソコンへのログイン方法

学内にあるネットワークに接続されたパソコンの電源を入れるとログイン画面が表示されます。
「ユーザ名」（第1LL教室は「名前」）欄に「学生番号」を、「パスワード」欄に「認証パスワード」を入力します。
OK（第1LL教室は「ログイン」）をクリックします。
正しく認証されると、パソコンが起動し利用可能な状態になります。

* エラーが表示されたときには、その原因の多くが入力ミスです。正しい入力を行ってもログインできない場合は、パソコン利用カードを持参の上、IT推進課までお問い合わせください。

2) WebMail (電子メール)

本学では、全員にメールアドレスを貸与しており、WebMailを利用して電子メールの送受信を行うことができます。

WebMailは、インターネットに接続された環境でブラウザを利用してメールを送受信します。特に就職活動中においては、一般のプロバイダのメールアドレスや携帯電話のアドレスではなく、大学のメールアドレスからの応募を原則とする企業もありますので、日ごろから大いに活用し、操作を習得してください。

(1) 利用可能な場所

インターネットに接続された環境であれば、どこからでも利用できます。また、携帯電話からも利用することができます。

(2) WebMailの利用方法

詳しい利用方法につきましては、WebMail上のヘルプや、パソコン実習室サポートサイト(Enter!)にマニュアルを掲載していますので、参照してください。ここでは、ログイン方法のみ紹介します。

ブラウザを開き、パソコン利用カードに表示されているWebMailのアドレス(<https://wm.hokusho-u.ac.jp/>)にアクセスします。

ログイン画面が表示されましたら、「ユーザID」欄に「学生番号」、「パスワード」欄に「認証パスワード」をそれぞれ入力します。

ログインをクリックします。

(3) 利用上の注意事項

個人情報の取扱

電子メールは、はがきと同じようなものです。送付の途中で、誰かに内容を盗み取られる危険性があります。必要以外に、安易に住所・氏名・電話番号・クレジットカードの番号などを入力しないようにしてください。

ウイルスメールや添付ファイルに注意

送信者が不明のメールや、添付ファイルが含まれたメールなどは、ウイルスメールの可能性が非常に高くなります。細心の注意を払って、読まず(開封せず)に必ず削除してください。また知人であっても、送信者を詐称するウイルスメールもありますので、添付ファイル付きのメールには注意してください。

署名をつける

メールを送信する際には、必ず受信者に送信者がはっきりわかるように、文面の最後には「署名(氏名・メールアドレス)」を記入してください。

感情的にならない

受け取る相手も人間です。誤解を与えてしまうことのないように配慮しましょう。相手を思いやり、どんなメールであっても冷静に対応するようにしてください。

無断転送・改ざんの禁止

他人から受け取ったメールを、当人に無断で転送・複製・改ざんしたりしないでください。著作権の侵害になります。

目的外利用の禁止

貸与されたメールアドレスは、基本的に学業・就職活動などへの利用に限られています。特に営利目的とした商品広告・宣伝・販売活動等には絶対に利用しないでください。

チェーンメールの禁止

幸福のメール、不幸のメール、回覧メール、ギネスに挑戦など、たとえ社会的に正しい内容であっても、チェーンメールは、絶対に他の人に送らないようにしてください。

容量の配慮

写真などのファイルを添付してメールを送信する場合、容量の大きいファイルについては必ず圧縮を行い、ファイルサイズを小さくしてから添付しましょう。また、返信の際、受信したメールを不必要な部分まで引用するのも避けましょう。メールの容量が大きいほど受信に時間がかかります。受信料は受信者の負担になることを忘れずに配慮しましょう。

重要なメールは手段を併用する

「メールを送信＝相手を読む」とは限りません。届くのに時間がかかったり、相手の状況下においては誤って削除してしまったり、最悪の場合届かないケースも考えられます。電子メールを確実な手段であると過信せず、重要な内容についてはメールだけではなく別の手段を併用するなどの工夫が必要です。

半角カタカナ・機種依存文字を使用しない

半角カタカナや（丸付き数字）・(株)・(ローマ数字)などの機種依存文字は使用しないでください。コンピュータの環境は使用者により様々で異なります。これらの文字は同一の環境以外で表示させた場合、異なった文字として表示され、送信者が意図した内容が正しく伝わらない場合がありますので注意してください。

3) 法令の遵守

インターネットを利用するにあたっては、現実の社会と同様に、関連する法律や規則を守る義務が生じます。以下、インターネットを利用する上で留意しなければならない点を紹介します。

著作権の侵害をしない

商標を無断で使用しない

肖像権の侵害をしない

プライバシーの侵害をしない

他人を誹謗中傷する行為はしない

公序良俗に反するわいせつな文書や画像の配信をしない

不正アクセスの禁止

他人のユーザIDやパスワードを盗用して利用したり(なりすまし行為)、セキュリティホールを攻撃したりして、ネットワーク上のコンピュータに侵入する行為や、不正アクセスを助長する行為(例えば、他人のユーザIDやパスワードを第三者の求めに応じて無断で提供する行為)などは不正アクセス禁止法に違反し処罰の対象となります。

4) その他

パソコン・WebMail等について、疑問や質問またはご不明な点がございましたら、IT推進課(7号棟4階)までお気軽にお問い合わせください。

11. 就職・キャリア支援について

大学院生だけに向けた求人というのはほとんどありません。従って大学院生は大学生と一緒に就職活動することになります。

限られた2年間の1年目の冬にはもう就職活動開始時期(民間企業の場合)です。大学院生だからといって有利な条件はなく、むしろ待遇は大学生と同じという企業もたくさんあります。2歳上ということで敬遠する企業すらあります。

大事なことは、「なぜ大学院に進学したのか」「大学院進学を自分の将来にどう生かすか」を就職試験できちんと採用側に伝えられるかです。従って、「就職のため」ではなく、自分のために大学院での学びをしっかりと行うことが就職活動においても前提条件になります。

就職が不安だ、どう活動して良いのかわからないという人は是非キャリア支援課に相談に来てください。

[人間福祉学研究科]

福祉の分野でも大学院生が特に優遇されるといったことはありません。「大学院で学んだらどこかに就職できるだろう」という考えでは難しいです。むしろ年齢給でいうとコストアップになる大学院生にとって就職状況は決して甘いものではありません。この時期を生かし、例えば前年社会福祉士の受験で不合格だった人は「大学院在籍中に再受験して必ず取得する」などの目標をもって過ごしてください。

また、福祉や心理学の道をさらに極めているからといってその分野の就職にこだわる必要もありません。勿論、福祉や心理学の学びが直接生かせる仕事を目指される方が多いと思いますが、民間企業でも福祉や心理学の学びは（間接的にでも）生かれます。

大事なことは自分の将来を入学年次の早いうちから見定め、そこに向けて進んでいくことです。大学院生ですから当然「学び」が一番大事ですが、「学び」を就職活動をしないうい訳にしないように気をつけてください。

何をしたいのかわからない、どこを目指していいのか判断できないという方はなるべく早くキャリア支援課に相談に来てください。

[生涯学習学研究科]

生涯学習は新しい分野の学問です。従って、学びの内容と就職を直接的に結びつけられるほど仕事の数がありません。

一番直接的に結びつけられる職業は教職ということになりますが、当然採用検査をクリアしなければその道は開けてきません。また、街づくりなどの行政に携わりたいと思うのであれば公務員になることが相応しいと思われませんが、これも採用試験をクリアしなければいけません。

いずれも早い段階からの準備が必要です。また、民間企業においても「大学院で学んだらどこかに就職できるだろう」という考えでは難しいです。むしろ年齢給でいうとコストアップになる大学院生にとって就職状況は決して甘いものではありません。

大事なことは自分の将来を入学年次の早いうちから見定め、そこに向けて進んでいくことです。大学院生ですから当然「学び」が一番大事ですが、「学び」を就職活動をしないうい訳にしないように気をつけてください。

何をしたいのかわからない、どこを目指していいのか判断できないという方はなるべく早くキャリア支援課に相談に来てください。

キャリア支援課

大学院生も含めて、在籍している全ての学生のあらゆる進路（就職、進学、留学など）の相談に応じる部署です。就職活動のこと、将来のこと、進路のこと、自分一人で悩まずに是非相談に来てください。

キャリア支援課は7号棟（福祉の校舎）の1階にあります。入学時からどなたでも利用することができます。

12. 個人情報の保護について

平成17年4月1日に個人情報の保護に関する法律が完全施行されました。

学校法人浅井学園では、学生に関する個人情報の収集、管理、利用、開示、提供について技術的、組織的な対策を講じるとともに、教職員に対する全学的な教育・啓蒙活動を通じて個人情報の適正な利用と保護に努めています。学生に関する個人情報は、学生の教育研究及び学生支援に必要な業務を遂行するために利用される一方、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、確実に保障されなければなりません。今後も対策基準及び遵守状況の継続的な評価、見直しを行い、学生に関する個人情報の保護に取り組んでいきます。

なお、詳細につきましては、「学生に関する個人情報の取扱規程」(諸規程・資料 14. 参照) をご覧ください。